〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向(欧州)

【イギリス・市場動向】

〇ブローカーの苦情処理の調査結果

イギリスの金融サービス機構 (FSA) は、国内の 150 のブローカーを対象とした、 顧客の苦情処理に関する調査結果を 7月 28 日付ウェブサイトで発表している。

調査結果は、調査対象の約3分の1が適切な苦情処理を行い、処理結果をその後の業務にフィードバックしていることを評価する一方で、年間収入10万ポット以下のブローカーの約半分は、苦情処理の改善が必要であると述べている。また、苦情処理に不服な場合は金融オンブズマンに申し立てることができることを顧客に開示していたブローカーは、調査対象の61%にとどまったと述べている。

FSA は、苦情受付後 5 営業日以内に受付確認のレター、4 週間以内に最終処理方法または処理に時間がかかることを記載したレター、8 週間以内に最終処理方法とオンブズマンへの相談方法を記載したレターを顧客に出すように指導しているが、苦情受付確認のレター送付までに 4 カ月かかった例や、苦情がたらい回しにされ、オンブズマンへ相談できることが顧客に知らされるまでに 24 週間かかった事例があったと、調査結果では述べられている。

(FSA ウェブサイト、Post Magazine 2006.8.3)

【イギリス・市場動向】

〇保険業界による保険詐欺対策局(IFB)の創設

イギリス保険業界共通の保険詐欺対策機関として、保険詐欺対策局(Insurance Fraud Bureau: IFB)が、2006年7月26日、正式にスタートした。イギリスでは、年間約15億ポットの保険詐欺による損失が発生しており、これによって善良な契約者は保険料の5%を余計に負担しているといわれている。イギリス保険業界は、保険詐欺対策の取組みによって2005年は被害額を約4億ポットが止することができたが、この額は2004年より50%増加したとしている。IFBは、6カ月間の試行実施を経てその効果が確認されたことから正式に発足した。当面は、個人保険分野における組織犯罪を中心に、保険会社に対する調査サービス等を提供するとしている。米国の保険犯罪防止機関のNICBと類似のウェブサイトも開設され、大手7社の保険詐欺対策部門責任者が運営委員となり、10名のスタッフで業務が開始されている。

(Insurance Fraud Bureau プレスリリース 2006.7.26 他)

【ドイツ・市場動向】

○2005年の自家用自動車盗難台数は 17.1%の大幅減、15年振りに 25,000 台を下回る

ドイツ保険協会 (GDV) は、2006 年 9 月 11 日、2005 年の自動車盗難台数は 46,562 台で 2004 年に比べ 12.1%減を記録したと発表した。また、自家用自動車の盗難台数は 23,771 台で同 17.1%減となり、1990 年以来 15 年振りに 25,000 台を下回った。

この結果、自家用自動車の盗難による支払保険金は 2 億 5,330 万ユーロで前年比 10.9% 減となったが、平均支払保険金は 10,654 ユーロ (前年比 7.5%増) で 1999 年以降毎年増加している。また、全車種合計の自動車盗難支払保険金は約 3 億 6,800 万ユーロとなり、10 年前の 1996 年 (盗難台数 98,363 台、支払保険金約 6 億ユーロ) と比べ、4 割近く減少したが、平均支払保険金は、6,042 ユーロから 7,939 ユーロと上昇している。

一方、銘柄別の盗難率(全車種合計で被保険自動車 1,000 台当たり 0.7 台)および 平均支払保険金をみると、ポルシェ・カイエン 4.5 (同 16.4 台、60,930 ユーロ)が自動 車盗難犯の一番のターゲットとなっており、次いで BMW X5 3.0D (同 15.5 台、43,627 ユーロ)および BMW X5 4.4 (同 15.0 台、43,858 ユーロ)となっている。また、地域別の 盗難台数の上位は、ノルトライン・ヴェストファーレン州が 6,392 台(前年比 19.9% 減)、ベルリン市 2,446 台(同 10.6%)、ニーダーザクセン州 2,427 台(同 19.0%減)であり、ハンブルク市(1,028 台、同 30.6%減)はもっとも減少率が大きかった。

(GDV ウェブサイト)

【ドイツ・市場動向】

○2006 年上期の生命保険の新規契約件数 380 万件、収入保険料 80 億1-0を記録

ドイツ保険協会 (GDV) は、2006年9月5日、2006年上期の年金を含む生命保険の事業動向を発表し、これによると、新規契約件数は380万件、収入保険料は80億ユーロで対前年同期比3.0%増となった。

新規契約のうち、国が保険料の一部を負担するリースター年金が約 90 万件を占め、同年金は前年同期よりも三倍近い契約件数となった。また、収入保険料 80 億ューロのうち、継続払保険料が 49 億ューロ、一時払保険料が 31 億ューロであった。

2005 年上期 (新規契約件数 14%増、収入保険料 30%増)と比べ、増加率は下がったが、GDV によると下期も堅調に推移すると見込まれている。

(GDV ウェブサイト、Süddeutsche Zeitung 2006.9.6)

【イタリア・M&A】

○ゼネラリが損害保険部門でもイタリア最大に

イタリアの保険グループ、ゼネラリは国内 5 番手の Toro 保険グループの発行済株式の 55.5%を出版会社のデアゴスティーニから 21 億ユーロで購入すると発表した。ゼネラリは残りの株式を公開で買付ける計画で、一連の買収総額は 38.5 億ユーロになる予定。この買収により、イタリア損害保険市場におけるゼネラリグループの市場シェア (2005年度ベース) は 15.6%から 22%となり、国内のみで保険事業を行う Fondaria-SAI を抜き、イタリア最大の損害保険グループとなる。

ゼネラリは、世界 40 カ国以上で事業を行っており、アリアンツ、アクサ、プルデンシャルに続く欧州第 4 位の保険グループである。国境を越えて行ってきた保険会社の

買収によって事業の地域分散が進んでおり、国別の保険料収入(2006 年 1-6 月期)は、イタリアが 36.9%、ドイツが 22.0%、フランスが 21.5%、スペインが 4.2%となっている。同グループは、今後も各国でリーダー的存在となっている保険会社の買収を行うことに意欲を見せており、特に東欧での事業拡大を検討しているという。

(ゼネラリ・プレスリリース 2006.9.7、Best Week 2006.7.3 他)

【欧州・業績】

○2005 年保険料収入は投資性商品が好調で 4.5%増加

欧州 33 カ国の 38 の保険協会を代表する欧州保険委員会(Comité européen des assurances: CEA)は、2005 年の欧州における保険の統計"European Insurance in Figures"(2006.6)をウェブサイト上で無料公開した。同資料によると、欧州 33 カ国の生損保合計の保険料収入は、前年比 4.5%増加(インフレ調整後)し、9,781 億ユーロ となった。

増加額が大きかったのは、投資性商品の販売が好調であった生命保険分野であり、6.2%増加の5,988億ユーロであった。伸びが大きかった国は、西欧では、ポルトガル (+43.1%)、スウェーデン(+23.4%) およびベルギー(+22.4%)、東欧では、ラトビア(+52.1%)、ルーマニア(+40.5%) およびスロバキア(+23.7%) である。

損害保険分野は、1.8%の増加の 3,792 億ューロであった。種目別では、最大のシェアを占める自動車保険は、1,270 億ューロ (-0.2%) と減少したが、傷害・医療保険が 952 億ューロ (+2.7%) 、また財物保険が 798 億ユーロ (+2.5%) と増加した。自動車台数は多くの国で増加したが、競争激化により自動車保険の保険料は下落している。特に、多くの国で加入が義務付けられており、自動車保険料の 68%を占める第三者賠償責任保険が0.5%減少した影響が大きかった。一方、車両保険は 1.04%増加している。

同資料は、各国の販売チャネルに関する統計も掲載しており、損害保険分野では、イタリア (83.0%)、スロベニア (71.5%)、トルコ (70.6%)、ポルトガル (60.6%)、ポーランド (56.2%) およびオランダ (54.0%) においては代理店が最大のチャネルであり、ベルギー (67.1%) 、スロバキア (57.0%) およびイギリス (36.0%) においてはブローカーが最大のチャネルであることなどが述べられている。

(Business Insurance 2006.7.10、CEA ウェブサイト)

金融・保険市場における動向(米国)

【市場動向】

〇テロ保険法の延長について

一市場の要望と現状ー

米国保険情報協会(I.I.I.)によれば、9.11 テロによる経済的損失は2,000 億 $|\cdot|$ ル、ニューヨーク市だけでも000 億 $|\cdot|$ ルと言われており、保険会社の保険金支払額は356 億 $|\cdot|$ ルに上ると言われている。米国政府は2002 年、保険業界に9.11 テロ以降も商業保険のテロリスクを担保させることを意図したテロ保険法(Terrorism Risk Insurance Act:以下「TRIA」)を2005 年末までの期限付で施行した。現在は2007 年度末まで延長されているが、それ以降の方向性はまだ示されておらず懸念されている。

TRIAによるカバーは、基本的に全種目を対象としているが、商業自動車保険、盗難保険、保証保険、職業人賠責保険、農場主向け各種保険は除外されている。TRIAの規定は現在、テロ被害と認定された民間保険会社の保険金が 5,000 万ドルに上る場合、保険金支払総額の 82.5%を国が補償するものである。なお、2007 年からは政府負担の軽減が計られ、保険金が 1 億ドルに上る場合に保険金支払総額の 80%を補償するものになる。

大手ブローカーのマーシュの調査によれば、2005年末までにTRIA の補償つき保険を購入した契約者の割合は2003年より64%も増加しており、大企業70~100社が購入した標準的テロ補償額は、1社あたり平均2.5億~5億ドルであった。また、AIGやロイズなど数十社は、独自にテロ保険を提供しており、その総額は15億ドルに上る。今後も独自にテロリスクを提供する保険会社は増えると予想されており、その要因としてTRIAが延長されるかどうか定かでないことがあげられている。

アメリカ独立代理店・ブローカー協会 (IIABA) によれば、米国に潜在するテロリスクは 1,000 億 N超と見積られているが、再保険市場の引受能力は 60~80 億 N しかない。もし TRIA が延長されない場合には深刻な問題が生じるとして、保険リスクマネジメント協会 (RIMS) や米国保険協会 (AIA) など複数の団体が TRIA の延長について陳述書を提出するなどして、保険業界に対する政府支援の必要性を訴えている。

また、米国アクチュアリーアカデミー(AAA)は調査の中で、現在 TRIA の補償対象でない、化学・核・放射能・生物などによるテロの被害予想額を 4 都市で 11,884 億 $^{\text{i}}$ $^{\text{i}}$ $^{\text{i}}$ (ニューヨーク 7,781 億 $^{\text{i}}$ $^{\text{i}}$

(Business Insurance 2006.9.11、Insurance Day 2006.9.11 他)

【規制動向】

〇選択的な連邦規制の導入を目指す全米保険法案に対する各方面の意見

2006年4月に、全米保険法案が上院に提出された。現在、米国の規制・監督制度は州ごとに行われているが、同法案は、これに選択的な連邦規制を導入しようとするものである。同法案は、財務省内に独立の監督機関(Office of National Insurance)を置き、既存の保険会社はこの監督機関の監督を受ける「国法保険会社」の形態を任意に選択できるというものである。

法案を提出した、上院銀行委員会委員の Sununu 議員は、自らのウェブサイトで提案 理由を次のように述べている。「1990 年代後半に銀行・証券業界が近代化されたのと異なって、保険業界は競争と成長を押さえ込んでいた、州ごとで異なる州規制に長いこと 従ってきた。現在の州別規制はコスト高であり、各州の保険庁長官は、州規制内で市場にマッチした改革を目指してはきたが、未だに達成されていない。新たな選択的連邦規制の下で、現在の財政規則、免許、契約書式、料率、検査制度等の複雑な規定を国として統一すれば、競争が促進され、革新的な保険を消費者が享受できるようになるであろう。」

また、保険規制問題担当の財務省高官は、上院銀行委員会の議会証言で、州別保険法は非効率であり、増大している業界ニーズや国際問題に対応できていないと発言し、EU諸国は単一の保険規制を目指しているのに対し、「バラバラの」米国の規制制度はEU代表との交渉でも一番の貿易問題になっていると指摘した。

これに対し、各州の保険庁長官によって構成され、従来の州別規制を推進している全 米保険庁長官会議(NAIC)は、ウェブサイトで次のように同法案に反対している。

「各州の保険監督当局は、同法案の二元監督体制は、保険契約者の混乱、市場の不安を招くものであり、州民・事業者を害するものであると考えている。現行の州別規制は、契約者保護を維持しながら、近代的な金融市場のニーズを満たすものである。州別規制制度が連邦規制に比べて、費用をかけることなく上手く機能してきたことを踏まえれば、連邦議会は、当該消費者が現在暮らしている、経験豊かな地元の州当局に保険監督を任せるのが最適であることに必ずや同意すると NAIC は考える。」

同法案に対する評価として、World Insurance Report 誌は次のように否定的な見方をしている。「最終的には、各州で次のような2つの監督制度が運営されることになる。1つは州法・州監督当局による現行の規制方式であり、これは消費者保護に適した制度であるのに対し、もう1つは、ほとんど監督経験のない連邦監督当局によるものである。最悪の場合、これは消費者保護のレベルに差をもたらすこととなり、保険会社は緩やかな方の規制当局を選択しようとするため、最低レベルの監督基準に収れんする恐れがある。」

(World Insurance Report 2006.7.21、National Underwriter 2006.7.24 他)

金融・保険市場における動向(アジア)

【韓国・消費者保護】

〇金融機関の消費者保護認証制度導入予定

韓国の金融機関監督業務の執行機関である金融監督院は、2007 年第 2 四半期から、銀行、保険会社、カード会社等金融機関を対象に、消費者保護に関して優れた会社に認証を与える制度を導入すると発表した。

その背景には、保険業界の例で言えば、銀行での窓口販売、インターネットあるいは 電話等の通信手段を利用した販売など保険販売チャネルが多様化し、保険商品も投資リ スクや金利変動リスクのある高額商品が増える中、不十分な説明等に起因する消費者か らの苦情が増加している実態があり、それを改善するために金融機関側の自立的な改善 努力を促すとともに、苦情対応の効率的運営を図る目的で導入されるものである。

運営規定の詳細は確定していないが、審査は金融機関の自主的な申請に基づいて行われ、申請可能な会社は、金融監督院の苦情受付センター等での受付状況(評価)が全社比較で良好な上位会社で、且つ直近の状況が悪化でなく改善されている会社のみとする予定である。認証にあたっては、具体的な苦情受付記録に基づく評価とともに、消費者保護に関する、経営方針、経営のリーダーシップ、人的資源の投入、責任体制、苦情処理体制等の要素を総合的に考慮するとしている。

(金融監督院ウェブサイト"Weekly Newsletter" 2006.8.21 他)

【中国・窓口販売規制】

〇窓口販売の募集規制強化

中国の銀行の窓口販売は、2006年1~5月の保険料では前年同期比85.6%増収するなど引き続き好調な伸びを続けているが、販売・勧誘における違法行為、消費者の利益に反する行為等の事例が見られることから、保険業の監督機関である中国保険監督管理委員会と銀行業の監督機関である中国銀行業監督管理委員会は共同で、金融機関の保険代理業務に係る規制監督を強化する内容の通知を2006年6月15日付けで発信した。

それによると、2006 年 10 月 31 日以降、銀行の窓口で投資性保険商品あるいは監督機関が指定する保険商品を販売できるのは、保険募集人試験に合格した有資格者に限られることになる。その他、保険責任や解約返戻金等の説明義務、誇大表現や不確定な事実の表示禁止等の広告規制、保険代理店手数料以外の報酬を保険会社が銀行等に支払うことの禁止あるいは保険会社の負担で保険販売員に毎年一定時間以上の教育訓練を行うこと等が規定されている。

(Asia Insurance Review 2006.9、中国保険監督管理委員会ウェブサイト)

【シンガポール・生命保険規制】

〇生命保険業界が遺伝子情報の利用制限の勧告を了承

シンガポールの生命保険協会は、向う5年間は顧客の遺伝子情報を利用させないという生命倫理諮問委員会(Bioethics Advisory Committee:以下「BAC」)からの勧告を受け入れると発表した。

現在シンガポールでは、患者の同意のもとで、医師は患者の健康情報を保険会社と共有することが認められているが、BAC はコンサルテーション・ペーパーの中で、生物医学検査に関する個人情報、特に病気の罹りやすさを予測する遺伝子情報の利用の制限について勧告を行っている。勧告では、将来ある種の病気に罹りやすいといった情報は、保険会社が利用するにはあまりにも不確かな情報であり、保険の引受において、これらの情報による差別または引受拒否が起こらないよう、保険会社への情報提供を当面向う5年間は禁止するとしている。

これに対し、生命保険協会の会長は「遺伝子科学はめざましいスピードで発展しており、今後益々病気の診断に利用されると予想されるため、この勧告が遺伝子情報の利用を将来的に全面禁止しているわけではないことに安堵している。」とのコメントを発表している。 (Asia Insurance Review2006.8、BAC ウェブサイト)

【タイ・医療保険】

〇医療保険推進のため、保険料控除を実施予定

タイの国会では、医療保険料に対する税控除を認める法案を可決した。この法案はより多くの納税者が家族のための医療保険に加入することを奨励し、高齢の家族を養う上での負担を減らすことを目的としている。税控除は年間の医療保険料 15,000 バーツ (約47,000 円) まで認められ、対象は 60 歳以上かつ年収 30,000 バーツ未満の両親のための医療保険に限られる。同時に従業員を被保険者とする団体医療保険に加入する経営者の法人税控除を認める法案も可決した。

いずれの税控除もタイ国内での営業認可を取得している保険会社に付保することを 条件としており、2007年1月より実施される予定である。

(Asia Insurance Review 2006.8 他)

【フィリピン・保険規制】

〇 新設保険会社の最低資本金を引き上げ

フィリピンの保険庁 (Insurance Commission) は、保険業界の経営基盤強化のため に保険会社の最低資本金の引上げを行うと発表した。

2006 年 7 月 1 日以降に新設される保険会社の最低資本金は、従来の 1 億 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ (約 2.3 億円) から 10 $^{\circ}$ $^{\circ$

(Asia Insurance Review 2006.7)